

消費生活 相談

自転車に乗る時はヘルメットの着用を！ 自転車用ヘルメットを選ぶときはマーク等を確認しましょう！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）



道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からは全ての自転車利用者に、令和5年7月1日からは特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の利用者に、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。

現在のところ、国内では、自転車と電動キックボード等に乗車する際に着用する乗車用ヘルメットについて、満たすべき安全性等に関する公的な規格基準は定められていません。ヘルメットの安全性に関する任意の規格はありますが、市販されているヘルメットには、任意の適合マークが表示されている商品と、表示されていない商品があります。

自転車や電動キックボード等を利用するときは、安全性が確認された適合マークが表示されているヘルメットを選び、着用に努めましょう。

ヘルメット未着用時の事故事例

【事例1】トラックのドアミラーと衝突し、顎を骨折した。

【事例2】子どもを自転車の前座席に乗せたまま、自転車ごと転倒した。子どもがコンクリートに

頭部をぶつけた。

【事例3】子どもが補助輪付き自転車で走行中に自転車ごと転倒し、脳震とうを起こした。



安全に自転車を利用するためには…

- ▽自転車の乗車用ヘルメットを選択する際は、乗車用としての安全性に係る規格等への適合マークが表示がされているものを選ぶ。
- ▽頭のサイズに合ったヘルメットを選んで、正しく着用する。
- ▽自転車の乗車用ヘルメットは、取扱説明書をよく読んで、適切に使用する。
- ▽1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは困難なため、自転車以外の移動方法を検討する。

【安全が確認された適合マークの例】



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク



CEマーク(EN1078)

※CPSマークなど、このほかにも安全基準が存在します。

国民年金 だより



国民年金保険料の免除 納付猶予制度

国民年金保険料を納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

■いざというときに！国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（令和5年度は1万6520円/月）を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であれば、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、申請者本人が免除等を受けることができます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■申請可能な期間が定められています

令和5年度の免除・納付猶予は、令和5年7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■申請に必要な書類等はこちら

保険料免除・納付猶予の申請の際は、年金番号が分かる書類をご用意ください。左記の場合は、さらに必要となる書類があります。

▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し（ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等）

▼学生納付特例制度：学生証のコピー（両面）または在学証明書（原本）

【問い合わせ】水戸北年金事務所（☎231局2283）、保険課医療保険担当（☎282局1711 内線1131〜1133）